

第7次総量規制基準値（大阪湾-窒素）

【検討対象の凡例】

- 国が6次から変更を行った箇所（「業種その他の区分」の名称、「上限値」又は「下限値」）
- 県の基準値として、現行のC値のまま変更しないもの（現行基準が国の示した上限・下限の間にあるもの）
- 県の基準値として、国の下限値を採用するもの（該当事業場が現在、県内に不存在）

項番号	備考	業種その他の区分	コード		県内 事業場 数	区 分	第7次基準値		
			業 種	工 程			国		兵庫県
							大阪湾		大阪湾
							下限	上限	基準値
2		畜産農業	002		0	C _{no}	60	120	60
					0	C _{ni}	60	70	60
	2項の備考	総面積が50㎡以上の豚房施設を有するもの（第7次で新規に備考欄を追加）	002	11	0	C _{no}	60	200	60
					0	C _{ni}	60	70	60
5		部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業（第6次「肉製品製造業」を変更）	005		0	C _{no}	25	50	25
					0	C _{ni}	10	25	10
102		窒素質・りん酸質肥料製造業							
	102項の備考(1)	アンモニア製造工程	102	11	0	C _{no}	40	120	40
					0	C _{ni}	30	40	30
	102項の備考(3)	尿素製造工程	102	13	0	C _{no}	700	800	700
					0	C _{ni}	700	800	700
108		無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）							
	108項の備考(1)	バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）	108	11	1	C _{no}	50	5300	5000
					0	C _{ni}	40	5300	40
	108項の備考(3)	モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）	108	13	0	C _{no}	50	5000	50
					0	C _{ni}	40	5000	40
	108項の備考(4)	イットリウム酸化物製造工程	108	14	0	C _{no}	50	120	50
					0	C _{ni}	40	120	40
	108項の備考(7)	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程	108	7	1	C _{no}	50	120	50
					0	C _{ni}	40	60	40
109		石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	109		0	C _{no}	15	50	15
					0	C _{ni}	10	15	10
	109項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	109	11	0	C _{no}	50	200	50
					0	C _{ni}	40	50	40
111		石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	111		0	C _{no}	15	45	15
					0	C _{ni}	10	15	10
112		石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの							
	112項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	112	11	0	C _{no}	50	130	50
					0	C _{ni}	15	40	15
115		脂肪族系中間物製造業							
	115項の備考(2)	青酸誘導品含有排水を排出する工程	115	12	0	C _{no}	300	1800	300
					0	C _{ni}	300	500	300
117		発酵工業	117		0	C _{no}	15	40	15
					0	C _{ni}	10	20	10
120		プラスチック製造業							
	120項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	120	11	0	C _{no}	20	65	20
					0	C _{ni}	10	35	10
136		火薬類製造業	136		0	C _{no}	15	35	15
					0	C _{ni}	10	20	10
146		化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）	146		0	C _{no}	15	50	15
					0	C _{ni}	10	20	10
186		伸線業	186		1	C _{no}	15	25	15
					1	C _{ni}	10	15	10
202		金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）							
	202項の備考(2)	アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	202	12	0	C _{no}	55	90	55
					0	C _{ni}	35	50	35
203		一般機械器具製造業							
	203項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	203	11	0	C _{no}	20	40	20
					0	C _{ni}	10	20	10
204		電子回路製造業（第6次「プリント回路製造業」を変更）	204		0	C _{no}	15	30	15
					0	C _{ni}	10	20	10
205		電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（第6次「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を変更）	205		0	C _{no}	15	30	20
					0	C _{ni}	10	15	10

国の告示改正により備考にCnoが新規に追加されたため、新たに基準値を設定しました。